

第 80 回国民スポーツ大会青森市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

（１）大会

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

（２）リハーサル大会

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみ配布することができるものとする。

- （１）大会役員
- （２）競技会役員
- （３）競技役員
- （４）競技補助員
- （５）競技会係員
- （６）競技会補助員
- （７）選手、監督、大会関係者
- （８）視察員、報道員
- （９）その他青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大

会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 整備委託

実行委員会が競技団体に識別用品の整備を委託する場合における競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 競技共催市町村との協議による整備

他市町村と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町村と協議のうえ定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は、別に定める。